## 共同研究説明書及び公募型共同研究応募要領等に対する質問回答書

共同研究名: 鋼管矢板基礎の継手構造の高度化・合理化に関する共同研究(その1) 質問提出日:2023年8月 8日 質問回答日:2023年8月15日 口 1) 「共同研究の実施に関する協定書」について 第9条知的財産権 4. 甲及び乙は、共有知的財産権を単独で実施するとき、 又は甲が自ら発注する工事又は業務の用に供するため、甲 又は甲が指定する者に対して共有知的財産権を実施させる ときは、事前に他方の同意を得ずに実施することができ る。 ・甲乙とも、事前に他方の同意を得ずに実施できるという → 応募要領を基本とします。 ことで、宜しいでしょうか? ・乙のメンバーには建設会社とメーカーが想定されます ・応募要領に記載のとおり、他方の同意を得ずに実施でき が、いずれかが異なる相手先と実施する場合は同意が必要ると考えています。 となりますでしょうか? ex 乙(共研時):建設会社A&メーカーA 実施時:建設会社A&メーカーB or 建設会社B&メーカーA 1) 「共同研究の実施に関する協定書」について 第9条知的財産権 5. 甲又は乙が共有知的財産権を実施した場合には、 は乙に対して報告の上、甲又は乙に権利の持分割合に応じ た実施料を支払うものとし、この場合の実施料の金額、支 払時期、支払方法その他詳細事項については、甲及び乙の 別途協議の上、これを定めるものとする。なお、甲が自ら 発注する工事又は業務の用に供するため、甲又は甲が指定 する者に対して共有知的財産権を実施させるときは、甲が 実施したものとみなし、同様とする。 ・4 項に基づく他方の同意有無にかかわらず、共有知的財 → ご質問のとおりとお考えください。 産権を実施した場合は双方報告し、実施料を支払うという 理解で宜しいでしょうか? 結することを想定されますでしょうか? 共研の終了後ではなく、共同研究の成果に実用化の目途が 立ち、知的財産権を申請する際に、別途実施許諾契約を締 結することを想定しています。 1) 「共同研究の実施に関する協定書」について 第9条知的財産権 6. 共有知的財産権に関して、第三者との間に紛争が生じ た場合は、甲乙相互に協力してこれに対処するものとす る。 ・各社の既存の保有特許は単独成果の扱いとなりますで ・ご質問のとおりとお考えください。 しょうか? あるいは、本共研の結果得られた継手形状や施工方法が |・既存の特許が本共同研究の成果に含まれる場合、成果に 含まれる既存の特許の内容やその程度を勘案して、本共同 研究の成果の扱いに関する詳細を協議により決定したいと 既存の特許の範囲に含まれる場合、その成果の扱いはどの ようになりますでしょうか? 考えています。

晳 口 共同研究説明書に示す研究細目a~cについて、本共同研究 2) 共同研究の予算について 本共同研究の予算は1000万円程度とされていますが、検討 に要する費用は、全体で1,000万円程度を考えています。 内容によっては予算が超過することは超過することを許容 応募者からの提案 (新たな研究項目) により予算1000万円されますでしょうか?その場合、どのような対応となりま 程度を超過する場合、共同研究説明書 (10. 企画書の作成 すでしょうか?また、許容されない場合は、検討内容を限及び記載上の留意事項(1)公募型共同研究応募要領「4. 定することになりますでしょうか? 企画書の内容 ⑤共同研究の実施手順」について) に記載 のとおり、これにかかる研究費については、選定後に別途 協議することを予定しております。 ヒアリングの出席者は研究責任者のみとお考えください。 3) 「共同研究説明書 12. ヒアリング」について 下記の通り、出席者は研究責任者とされていますが、研究 担当者ならびに、各所属社員等の関係者も同席可能でしょ うか? 「6. 共同研究に選定されるために必要な要件」を有 している者を対象に、共同研究相手方を選定するた めに以下のとおりヒアリングを行う予定である。 ①実施場所:阪神高速道路株式会社建設事業本部神 戸建設部 ②実施日時:2023年9月11日(月)から2023年9月14 日(木)のいずれか1日。 ヒアリングの時間は協議の上、決定する。 ③出席者:研究責任者